

## 商事法における会計基準の受容 (17) —スイス (1)

弥永 真生

## 1 スイス連邦成立前

たとえば、ザンクト・ガーレン法廷規則 (Gerichtsordnung, 1781)<sup>1</sup>、ベルン民法典 (Zivilrecht, 1830)、ノイシャテル商事法 (Loi sur les matières commerciales, 1833)、ルツェルン民法典 (Civilgesetzbuch, 1839)、バーゼル市の組合及び会社に関する1847年12月6日法律 (Gesetz über commanditen und anonyme Gesellschaften)<sup>2</sup>、ジュネーブの株式会社法 (Loi sur les sociétés anonymes, 1849)、フリブール州1849年10月商法典 (Code de commerce)、チューリヒ州1855年7月1日民法典 (Privatrechtliches Gesetzbuch für den Kanton)、ベルンの1860年11月27日株式会社法 (Gesetz über Aktiengesellschaften) などに、財務報告に関する法的規制が含まれていた<sup>3</sup>。バーゼル市の1847年12月6日法律は、組合と会社に対して年度貸借対照表を作成し、それを政府に提出することを要求していたし (12条)、チューリヒ州民法典は年度計算書類と貸借対照表を要求する権利を合名会社の社員に認め (1280条および1307条)、経営者に年度計算書類の作成を義務づけていた (1357条)<sup>4</sup>。

## 2 Munzinger 草案

1848年のスイス連邦成立後、市民法典の共通化が課題となり、1863年には、Munzinger がスイス商法典の草案 (Entwurf. Konkordat über Handels- und Verkehrsrecht)<sup>5</sup> を提出したが、これは、連邦レベルの会計法を制定しようとする初めての試みを含んでいた (Käfer [1981] p.69)。Munzinger 草案の第4章18条から26条は、1861年プロイセン一般商法典の規定に範を求めたものであり、商人に会計帳簿の作成義務を課すこととしていたが、企業に無用の負担を課すことを避けるという観点から、記帳の仕方については商人の自由にできる限り委ねるべきであるとして、作成されるべき帳簿の性質を詳細には定めなかった。適切な記帳のための方針は法律に定めるのではなく商業教科書に任せておく方がよいという見解を Munzinger は有していた (Munzinger [1865] SS.45-47)。そして、商人が法律上の記帳義務を遵守したどうかの判断は裁判所に委ねられ、また、会計帳簿の証拠力の判断も裁判所に委ねることとされていた (Munzinger [1865] SS.43-49, His [1940] p.359, Käfer [1981] S.70)。

1 For details, see Amschwand [1953] SS.7-8.

2 なお、1808年から、ジュネーブでは、フランス商法典を適用するものとされていた (cf. Bossard [1984] S.51 (Vorbemerkung N.130))。

3 Glücksmann [1913] SS.13-14及び Schumacher [1940] によると、これらの規制は、大まかには3つの類型に分類できた。すなわち、フランス語圏の各州とバーゼル市を含む「商法典」グループ、チューリヒ法に準拠するルツェルン、シャフハウゼン及びグラウビュンデンなど、ならびにオーストリア法に準拠するベルンとソロトゥーンを含む各州である (S.4)。

4 スイス連邦成立前の帳簿作成に関する法規定の歴史については、たとえば、Glücksmann [1913] SS.1-14, His [1940] SS.358-359, Bourquin [1976] SS.46-50 und 54-58, Käfer [1981] SS.67-68など参照。

5 reproduced in: Fasel [2000] SS.95-165.

しかし、Munzinger 草案が法律になることはなく、1868年には、債務法典を制定することが決定され (See e.g. Fasel [2000] S.511)、各州の法律ならびに1861年ドイツ一般商法典、1807年フランス商法典<sup>6</sup>、1862年イギリス会社法の規定をふまえて、1871年に、Munzinger 委員会は、第2草案<sup>7</sup>を提出した。第2草案には記帳に関する詳細な指針は含まれられず (Bundesrat [1879] S.165. See also Fasel [2000] S.XXXIII)、株式会社のみが適当な帳簿を設け、年次貸借対照表を作成することを求められ (658条・668条・669条)、他の会社については、各州の法律が適用されるものとされていた。その後、Fickを委員長とする専門家委員会の1875年草案及び1877年草案には商業帳簿に関する規定は設けられていなかったが、可能なかぎり忠実にドイツ法に従うという方針を採用することとし (See Käfer [1981] S.71)<sup>8</sup>、1879年草案には、商業帳簿に関する規定として882条から885条が含まれた。882条は財産状態及び営業と関連する債権債務関係ならびに各営業年度の経営成績を確認するための帳簿を備え付ける義務を規定し、883条は商業帳簿の保存義務を、884条は商業帳簿の提出義務を、885条は帳簿備付義務違反に対する罰則について定めていた。

### 3 1881年連邦債務法典

1879年草案に基づいて制定された1881年連

邦債務法典 (Bundesgesetz über das Obligationenrecht vom 14. Juni 1881) の会社の計算に関する規定は、ドイツ一般商法典やフランス商法典に比べ、相当、具体的なものであり、財務報告の一般原則<sup>9</sup>と株式会社に関する特別とを含んでいた。1881年債務法典には、計算書類の内容と様式に関する規定は設けられていなかったものの、株式会社については、貸借対照表と損益計算書の作成を求め<sup>10</sup>、たとえば、Böckli は、これらの財務報告基準は今日から見ても比較的厳格なものであったと指摘している (Böckli [1992] S.217)。すなわち、計算書類は、会社の財産状態について可能なかぎり明瞭かつ真実な概観を与えるように作成されなければならないとされ (656条1項)。資産評価の上限額、負債評価の下限額、設立費等の資産計上と償却についての規定が設けられた (656条2項)。すなわち、有形固定資産には取得原価から必要かつ適切な減価償却額を控除した価額を超えて額を付すことはできないものとされ (656条2項2号)、市場性ある有価証券には貸借対照表日前1ヵ月間の平均市場価格を超えた額を付すことはできないものとされ (656条2項3号)、棚卸資産は低価法によって評価すべきものとされた (656条2項4号)。また、負債の評価についても、社債 (自己社債を除く) については償還に要する額を計上することを求め、社債差額を繰延資産として計上することを許容しつつ、その償却を求めていた (656

6 For details, see Bucher [1984]

7 reproduced in: Fasel [2000] SS.555-691.

8 なお、1881年連邦債務法典に設けられた、66ヶ条の会社に関する規定のうち、ドイツ法と異なっていたのは16ヶ条にすぎず、規定の多くは逐語的に継受されていた (Forstmoser/Meier-Hayoz [1983] p.83)。

9 877条から880条は、1879年草案882条から885条に相当する規定であった。

10 貸借対照表と損益計算書は、株主総会で選任された監査役によって株主総会に先立って検査され (644条)、監査役は株主総会に報告書を提出することとされていた (659条)。株主は、疑問点を指摘し、かつ監査役に対して説明を求める権利を有していた (641条4項)。計算書類の検証を含む、株式会社に関する株主の権利は、年次株主総会において行使されるものとされ (639条)。貸借対照表と損益計算書ならびに監査役の監査報告は、遅くとも株主総会の8日前には株主に開示すべきこととされ (641条1項1号)、無記名株式を発行している株式会社の場合には、貸借対照表・損益計算書・監査役報告書を公報において公告することが求められていた (641条1項2号)。

条2項7号)。さらに、設立、組織及び管理のための費用は、原則として、支出した営業年度の費用としなければならないものとされ、定款の定めまたは総会決議により組織費用及び印紙税額を資産として計上した場合には5年以内に償却しなければならないものとされた(656条2項1号)。

このように、1881年債務法典は、法定上限以下での資産評価と法定下限以下での負債評価を許容していたため、秘密積立金を許容していたが、会社の定款において会計原則および監査原則を明確に定めることを求めている(616条10号)。すなわち、裁量的評価をなす旨は、定款で明確に規定されていなければならないと、そうでない場合には、株主は、債務法典が定めるルールに従った評価を要求する権利を有していた。また、債務法典が、個々の会計方針について明文の規定を設けていない場合であっても、債務法典の全体目的から導かれる一般的ルールを遵守する必要があり、これはとりわけ秘密積立金との関係で意義を有していた(e.g. Curti [1909] SS.303-305)。

#### 4 1936年連邦債務法典改正

1881年連邦債務法典中の会社の計算に関する重要な改正は、1936年改正法(Bundesgesetz über die Revision der Titel 24 bis 33 des Obligationenrechts vom 18. Dezember 1936)によって実現した<sup>11</sup>。この改正は諸外国のモデルから大きく独立したものであり、改正法はスイス特有の諸要請への適応に成功したと評価され

ている(Käfer [1981] S.121)。

957条から964条は、すべての企業が遵守すべき健全な簿記に関するルールを定めていたが、会計処理について細部まで定めるものではなかった<sup>12</sup>。すなわち、959条は、損益計算書及び貸借対照表は、利害関係人が可能な限り確実に営業の経済的状态を理解することができるように、一般に受け入れられた商事の原則(allgemein anerkannten kaufmännischen Grundsätzen(aakG))<sup>13</sup>に従って、完全、明瞭かつ簡潔に<sup>14</sup>作成しなければならないと定め<sup>15</sup>、960条2項が、一切の資産は貸借対照表を作成すべき時期においてその営業の有する価格を最高限度として評価しなければならないと定めるにとどまっていた。このように、一般に受け入れられた商事の原則は、慣習法(Gewohnheitsrecht)という性質を有し(Müller [1980] S.19)、設けられた評価規定も慣習法としての一般に受け入れられた商事の原則の一例であると解されていた(e.g. Beeler [1956] S.78, Blumer/Graf [1977] S.107)。そして、この改正においても、自由主義的な志向がみられ、詳細な指針を定めることを立法院は断固として回避したと評価されている(Schindler [1967] S.11)。Meier-Heyoz/Forstmoserも、「一般に受け入れられた商事の原則」という表現は、適切で(korrekten)で慎重な商人が必要であると考えるものを意味し、その企業の具体的な性質を考慮に入れるのみならず、将来の発展や変化する慣習や慣行に適応する余地を確保するために採用されたと指摘している(Meier-Heyoz/Forstmoser [1993] p.145 (§5, N 188))。

11 1936年改正までの改正については、たとえば、Käfer [1981] SS.77-84参照。また、1936年改正に至るまでの過程で検討の対象となった草案については、たとえば、Schindler [1967] SS.8-10参照。

12 もっとも、細部に至る規定が設けられなかったことを、Zündは、私法におけるどの条も4つ以上の項を含むことなく、かつ、それぞれの項は1つの文から成るべきであるとする、スイスの伝統と関連づけている(Zünd [1990b] p.24)。

13 For details, see e.g. Müller [1979], Müller [1980]

14 この原則を巡る議会における議論については、Protokoll der Kommission des Ständerates, VI 1930, SS.19-20, Amtliches Stenographisches Bulletin der Bundesversammlung, Ständerat, 1932, S.64.

さらに、662条から670条として、すべての株式会社に、その規模と種類に関係なく適用される詳細な規定が設けられたが、これらの規定の多くは、1881年債務法典656条におおむね対応するものであった<sup>15</sup>。ただ、改正後663条は秘密積立金<sup>17</sup>に関する規定であり、同条2項は、企業の継続的繁栄または利益配当の平準化を図るために適当と認めるときは、取締役は、決算日における資産の価格以下の評価をもって貸借対照表を作成し、また、その他の秘密積立金を設定することを要すると定め、同条3項は、秘密積立金の設定及び使用の監査役に対する報告義務のみを定めていた。したがって、秘密積立金との関係では、貸借対照表真实性の原則や明瞭性の原則は貫徹されなかったことになる (Müller [1980] S.18)<sup>18</sup>。

## 5 1991年債務法典改正

1936年改正後、債務法典中の財務報告に関するルールはほとんど改正されることがなかったが (e.g. Wüest [1992] S.18)、計算書類における区分・様式についての十分なルールが設けられておらず<sup>19</sup>、年度計算書類の比較がきわめて困難であること (e.g. Zünd [1990b] p.25)、秘密積立金の設定と取り崩しに起因する不透明性<sup>20</sup>、会社債権者に対する計算書類の公開 (Zünd [1990b] p.25, von Greyerz [1982] S.243)<sup>21</sup>などの問題<sup>22</sup>が指摘されるようになった (Bundesrat [1983] SS. 20-21. See also von Greyerz [1982] S.225, Bürgi [1964] SS.215-216, Bürgi [1968] SS.280-281, Vischer/Rapp [1968] SS.27-30, Wüest [1992] S.19)。

1957年には、債務法典改正の動きが始まったが (See e.g. Böckli [1984] SS.257ff.,

- 15 なお、一般に受け入れられた商事の原則をめぐっては、ドイツにおける正規の簿記の諸原則と共通する面が多いというのが、スイスの伝統的な学説であった (e.g. Vourquin [1976] S.131, Zogg [1978] SS.28-29, Müller [1977] SS.138-140 und 151-152, Müller [1980] S.18)。他方、Käfer は、債務法典611条2項では、ドイツ語の *ordnungsmässig* の代わりにフランス語の法文では *exactement*、イタリア語の法文では *regolarmente* という表現が採用されていること、959条では、*ordnungsmässig* という表現を用いることなく、一般に受け入れられた商事の原則という表現を採用したこと、一般に受け入れられた商事の原則は損益計算書にも及ぶこと、959条に定められている財務報告の規範は完全性、明瞭性及び透明性であること、その目的は、利害関係人が可能な限り確実に営業の経済的状態を理解することができるようになることにあることから、むしろ、「一般に認められた会計原則 *«generally accepted accounting principles»*」を959条は反映しているように思われるとして、正規の簿記の諸原則に関するドイツの文献や裁判例からスイスの年度財務報告法への示唆は慎重に限定された範囲で得るべきであると述べ (Käfer [1978] S.264)、Zünd もドイツの学説にあまりに依拠することは現時点では正当化できないとしていた (Zünd [1980] S.130)。
- 16 有限会社に適用されるルールは、805条に定められていたが、株式会社に適用されるルールを参照していた。
- 17 秘密積立金をめぐっては、議会において、活発な議論がなされた。Amtliches Stenographisches Bulletin der Bundesversammlung, Ständerat, 1931, S.391-393, Amtliches Stenographisches Bulletin der Bundesversammlung, Nationalrat, 1934, SS.282-284, Amtliches Stenographisches Bulletin der Bundesversammlung, Ständerat, 1935, S.91。
- 18 Amtliches Stenographisches Bulletin der Bundesversammlung, Nationalrat, 1934, SS.791-793, Amtliches Stenographisches Bulletin der Bundesversammlung, Ständerat, 1935, SS.130-131。
- 19 1991年改正前668条1項は、資本金と各種準備金を負債側に独立表示し、未払込資本金を資産側に表示することのみを求めていた。
- 20 秘密積立金の設定及び取り崩しについて監査役に報告することが義務づけられていたが、株主は秘密積立金の額や設定額・取崩し額について知る権利を有していなかった。経営者は、守秘義務を根拠とすることに加え、監査役への開示要請があるから十分であるというような理由づけによっても、秘密積立金に関する情報の開示を拒むことができた。For details, see e.g. Niederer [1972]。

Bundesrat [1983] SS.28ff.)、1968年に株式会社の見直しに着手したワーキンググループ (Tschopp 委員会) は、計算規定の改正を中心に検討を行い、1972年4月には、コンツェルン決算書に関する規定などについての提案を含む中間報告書 (Zwischenbericht des Präsidenten und des Sekretärs der Arbeitsgruppe für die Überprüfung des Aktienrechtes zum Vorschlag für eine Teilrevision des Aktienrechtes) を公表し、1975年には意見照会に対するコメントを踏まえて予備法案 (Zur den Revisionspostulaten des Vorentwurf) をまとめた。そこで各州、政党、利害関係を有する諸団体などに対する協議手続きをおこなったところ、秘密積立金に関する営業報告書における開示などについて、意見の対立が見られ (Bundesrat [1983] S.31-35, von Greyerz [1984] S.6)、1978年に新たなワーキング・グループ (von Greyerz 委員会) が設置された。計算規定との関連では、EC 第4号指令及び第7号指令をどの程度スイス法は受け入れるべきかなどが検討されたが、EC 指令が定める貸借対照表および損益計算書の様式は複雑すぎると考えられ、「真実かつ公正な概観」という概念を、債務法典が明示的に掲げてきた、秘密積立金の弾力性維持という目標と両立させることは不可能であるという結論に達した (Zünd [1990b])。von Greyerz 委員会は、1982年に新たな予備法案を完成させ (See von Greyerz [1984] S.11)、これに基づいて、連邦参事会は、1983年2月23日に、教書 (Bundesrat [1983]) 及び株式

法改革法案を公表した。教書においては、提案された改革の主要目的は、透明性の増大、株主保護の強化、資本調達促進、会社機関の構造・機能の改善、及び、濫用の防止であるとされ、透明性の増大と株主保護の強化という目的は、財務報告に関する要求事項の改善によって達成されるべきものとされていた (Bundesrat [1983] S.23)。

これに対して、1985年10月1日から3日にかけて、国民議会の委員会は法案の審議を行い<sup>23</sup>、政府草案を企業寄りの (unternehmerfreundlich) ものとする修正案をまとめた (e.g. Haerberli [1985] S.37, o.V. [1985] SS.7-9)。たとえば、損益計算書については純額表示の禁止を適用しないこと、小コンツェルン及び中間または下位コンツェルンについては連結義務を免除すること、年度決算書及びコンツェルン決算書の公告を義務付けないこと、秘密積立金の取り崩しに関する開示を要求する場合を直近3事業年度の設定総額を同期間における取崩し総額が上回る場合に限定することなどを内容としていた。これは、国民議会の本会議でもほぼ踏襲されたが、損益計算書においても相殺禁止は要求することとされた。

全州議会も、1988年9月21日から26日の会期において、株式法改革法案を審議し、国民議会と類似した修正を行ったが<sup>24</sup>、重要な相違点としては、附属明細書において開示されるべき資本参加、秘密積立金の取り崩し及び資本欠損の場合の帳簿価額の引き上げに関す

21 1919年債務法典改正 (Vollmachtenbeschluss des Bundesrates vom 8. Juli 1919 betreffend Abänderung und Ergänzung des schweizerischen Obligationenrechts vom 30. März 1911 in bezug auf Aktiengesellschaften, Kommanditaktiengesellschaften, und Genossenschaften) により、資本金100万フラン以上の株式会社及び無記名株式を発行している株式会社は、貸借対照表と損益計算書を、スイス商業公報で公告することが義務付けられた (改正後656条)。しかし、この公告義務が無視されていた (不遵守に対する罰則はなかった) ことに鑑み、1936年債務法典改正により、株式会社が公告していない場合には、債権者の求めに応じて、商業登記局が株式会社に計算書類の提出を求め、それを備え置くこととされていた (改正後704条)。

22 銀行以外には、連結計算書類の作成が義務付けられていないことも指摘されていた。

23 Amtliches Stenographisches Bulletin der Bundesversammlung, Nationalrat, 1.10.1985, SS.1657ff.

24 Amtliches Stenographisches Bulletin der Bundesversammlung, Ständerat, 21.9.1988, SS. 453ff.

るものがあつた。その後、両議会の間で調整が行われ<sup>25</sup>、1991年10月4日連邦法 (Bundesgesetz vom 4. Oktober 1991 über die Änderung des Obligationenrechts) により、債務法典の第26章 (株式会社) が改正された。

この改正により、年度報告書の様式の改善 (662a 条、663条、663a 条など)、注記の拡充 (663b 条) などが図られたほか、正規の財務報告の諸原則 (Grundsätze ordnungsmässiger Rechnungslegung) の一部が債務法典に規定され (662a 条1項)<sup>26</sup>、一定の会社についてはコンツェルン決算書の作成が義務付けられ、秘密積立金の任意的設定と取り崩しという問題に対する対応もなされた。

959条が定める「一般に受け入れられた商事の原則」に加えて<sup>27</sup>、株式会社については、正規の財務報告の諸原則の債務法典における明文化として、662a 条において、年度決算の完全性、表示の明瞭性および重要性、慎重性、継続企業、財務報告および評価の首尾一貫性、資産と負債・費用と収益の相殺禁止の諸原則が定められた。完全性、計算書類の明瞭性および重要性、慎重性はいかなる場合にも遵守されるべきであるが、継続企業、首尾一貫性および相殺の禁止については離脱が認められ<sup>28</sup>、離脱した場合には、計算書類に対する注記においてその理由を示さなければならないこととされた (662a 条3項)。もっとも、会社の財産および損益をできる限り信頼性をもって (zuverlässig) 評価することがで

きるように正規の財務報告の諸原則に従って計算書類を作成することを要求したため、「真実かつ公正な概観」という原則が規定されなかった点は残された問題であると指摘されていた。

改正後669条3項の下では、秘密積立金の設定はいくぶんか制限されたと解されている。すなわち、改正前663条2項と同様に企業の継続的繁栄または利益配当の平準化を図るために正当化される場合に設定できるとされているが、株主の利益を考慮に入れなければならないとされている。これは、安定した配当が必ずしも株主の利益と一致するとは限らないことを論理的前提としている (Homburger [1991] S.56)。しかも、資産の追加的減価償却により、または、負債性引当金の積立ての原因となる偶発的な債務等がもはや存在しなくなった場合にも引当金を取り崩さないことによって、秘密積立金を設定することを669条3項は認めており、損益計算書を通じて秘密積立金を設定する他の方法はすべて1991年改正後債務法典に違反することになると解されている (Böckli [1992] S.307)。国民議会と全州議会との協議をふまえて、秘密積立金の設定及び取り崩しを監査役に報告するのみならず (改正後669条4項)、取り崩した再調達積立金その他の秘密積立金の総額が新たに設定したそれらの総額を超える場合には、取崩し額の総額を附属明細書において開示しなければならないものとされた (663b

25 See e.g. Wüest [1992] SS.22-23.

26 EC 会社法第4号指令の国内法化にあたって、ドイツが正規の簿記の諸原則を明文化したのと同様である。すなわち、正規の財務報告の諸原則が一部、債務法典に明文化されたのは、EC 会社法第4号指令に触発されてである旨が指摘されており、Zünd は、明文化された正規の財務報告の諸原則は、株式会社の会計にとつての道しるべとして、また、年度決算書に関する個別問題について判断の助けとなるとしていた (Zünd [1984] S.257)。

27 「一般に受け入れられた商事の原則」という規定の仕方はきわめて柔軟性に富んでいるが、このことは逆に「一般に受け入れられた商事の原則」についての統一的な理解を得ることが難しいということ意味する (Dober [1965] SS.162-163, Zogg [1978b] SS.31ff.)。For details, e.g. Müller [1979], Behr/Zünd [1990]

28 ただし、可能な限り、信頼性をもって判断できる基礎を提供すべきであるとする要求に反しない限度で離脱は認められる。

条8号)。また、改正後債務法典の下では、秘密積立金の取り崩しは特別利益(663条1項)として表示されなければならない。

さらに、改正後債務法典の下では、ある会社が、議決権の過半数保有その他によって、1つ以上の企業を支配している場合には、原則として、コンツェルン決算書を作成しなければならないものとされた(663e条)。ただ、立法者は、法で定められた一定の範囲内において、会社に最大限の弾力性を与えるという観点から、連結の会計処理方法については、詳細な規定を設けなかった。すなわち、コンツェルン決算書は正規の財務報告の諸原則に従って作成することのみが求められることとされる一方で(663g条1項)、会社は、付属明細書において、連結および評価を行う際の諸原則を明示しなければならないと、会社がこれらの諸原則から逸脱する場合には、この逸脱を附属明細書において開示するとともに、財産や損益に関する企業集団の財務状況の分析に必要な情報を含めなければならないものとされた(663g条2項)。

## 6 自由主義的な計算規定

債務法典に含まれている会計に関するルールは、相当程度、簡略で<sup>29</sup>、かなり自由主義的なものであった<sup>30</sup>。スイス法は幸運にも会計の分野に直接干渉することを差し控えてきたため、法と実務との抵触をある程度回避することが可能になったと評価されてきた(Käfer [1981] S.76)。1991年改正後663h条2項も、法によって要求されている最小限の内容を含む限り、正規の財務報告の諸原則の

枠内で、年度決算書を会社の特性に適合させることができる旨を定めていた。また、1881年債務法典877条に相当する957条も、商号を商業登記簿に登録する義務を負う者は、営業の財政状態及び営業から生ずる債権債務関係ならびに各営業年度の経営成績を確認するために必要な範囲と種類の商業帳簿を正しく(ordnungsgemässe)作成することを要求することにどまっている。これは、行っている営業に特有の性質に合わせる余地を確保するためであると指摘されている(Meier-Heyoz/Forstmoser [1993] p.145 (§5, N 187))。

このような自由主義的な規定ぶりの背景には、第1に、小規模な株式会社や資産管理会社が多いにもかかわらず、株式会社に関するスイス法が同等性(Gleichwertigkeit)<sup>31</sup>を堅持してきたことがあると指摘されている(Achleitner [1995a]p.250)。すなわち、すべての株式会社に対して、その規模に関係なく、会計のルールを含むすべてのルールは適用されるという方針がとられてきた(See also Koberg/Sommerhalder [1989])。第2に、スイスの大部分の会社は財閥や銀行によって支配されてきたため、会計情報の公開を通じた規律を働かせる必要性が認識されてこなかったという事実(同族的所有者は、経営に十分な関心を有するのが一般的であるし、自らが会社を経営または代表することが多い)が指摘される。しかも、取締役の相互就任という現象も存在し、国土の狭さやいわゆる「民兵制度」を背景とする緊密な結びつきが、スイス経済に張りめぐらされた統制ネットワークを形成している(Pratt/Behr [1983] S.76, Pratt [1984] S.90)。

29 Bossard は、商事の簿記を規律する法律の規定は対象の多様性との関係で常に不足しており、他国の法システムと比べるとスイス法においては最も不足していたと指摘していた(Bossard [1984] S.126 (Vorbemerkn.N.439))。

30 財務報告領域における規制の欠如はまさに立法者が意図していたところであった(Zünd [1983] S.686)。

31 See e.g. Behr [1983] S. 12, Behr [1991] S. 13, Havermann [1988] S. 268, Zünd [1990a] S. 402-404.

## 7 スイス会計基準審議会

### (1) スイスにおける会計原則の形成

立法者の自由主義的傾向<sup>32</sup>と法律に詳細な規定を設けることに対する消極性を背景として、スイスにおいては自主規制<sup>33</sup>が強調される傾向がある (Behr [1984] p.81)。すなわち、団体内の自主規制<sup>34</sup>や道徳的説得 (moral suasion) が国家による規制にとって代わるといふ傾向がみられる (Schürmann [1973] SS.488-489, Stauder/Feldges/Mülbert [1984] SS.266-267, Weber [1986] S.637)。これは、会計規制においても同様であり (e.g. Meier-Heyoz [1989] S.8)、スイスの会計規制は、ドイツと同様 (See e.g. Zünd [1980] S. 135)、法令の規定によってなされているが、法令の規定は基本的な原則を定め、細部までは規律しないという枠組み立法アプローチがとられている<sup>35</sup>。そして、スイスにおける会計原則の形成について、Zündは以下のような流れをたどると指摘していた。まず、実務が先行し、実務において現実に生じたことが商慣習

となる。一定の範囲の商人、すなわち、まっとうで敬意を払われるべき商人 (ordentlichen und ehrenwerten Kaufleute) が正しいと認めるものが商慣習となる。そして、検査人あるいはコンサルタントとしての会計専門士 (Bücherexpert) がさらに会計原則を発展させる。その後、とりわけ、経済監査士の職業人団体が記帳の正規性について判断する。発展の次の段階では、財務報告原則からの逸脱を決定するためのファクターとしての科学、とりわけ経営経済学の重要性が認められる。経営経済学に原則を決定する独占的な権限を与えることは行き過ぎであるが、企業の会計担当者や会計専門士は経営学に実務を通じて直接または間接に影響を与える。さらに、企業の継続性を前提とすると、経営者、投資者、従業員、顧客、供給者、コミュニティ、消費者及び公の主体が財務報告に利害関係を有することとなり、単なる情報の受け手からルールの開発に参加するようになる (Zünd [1980] S.134)。

32 スイスにおいては、自由主義的志向がみられることについて、たとえば、Weber [1987] SS. 22 und 24 参照。See also e.g. Hotz [1980] S.170, Stauder/Feldges/Mülbert [1984] S.246.

33 自主規制には、国による立法に比べ、専門的知見を活用し、国の負担を軽減し、受容されやすくし、より広範な柔軟性を有するという利点がある (Brunner [1982] SS.115-118, Weber [1987] S.26. See also Marti [2000] S.578, Müller [1999] SS. 6 und 45)。もっとも、自主規制は、利害関係を有する全ての私人が同様に関与しない場合には、民主主義性及び透明性の点で劣り、また権力の集中と競争制限という欠点をもつことになりかねない (Müller [1999] S. 46, Marti [2000] S.580)。また、自主規制の違反があった場合の被害者の救済の不十分さも指摘されることが多い (Lienhard [2005] S.393)。しかし、国は、私人による規制についての枠組みを定め、かつ、望ましい自主規制がなされないときには国が規制を行うとすることによって自主規制をコントロールすることができる (Müller [1999] SS.43-45, Marti [2000] S.568, Häfelin/Haller [2001] S.552, Fachsekretariat, Eidgenössische Elektrizitätskommission ElCom [2010] B.2.)。

34 実例については、たとえば、Weber [1987] S.24参照。

35 Zündは、枠組み法とすることによって、その適用にあたって一定程度の柔軟性を持たせてきたと指摘し、債務法典の改正によっても、原則のみを定めるという立法の特徴は維持されるであろうと指摘していた (Zünd [1986a] p. 70)。また、スイス会計基準審議会の会計勧告書 (Fachempfehlungen zur Rechnungslegung) 第0号『会計基準の目的・主題・手続き』の序においては、「スイス法における計算規定は、実務上の適用にあたって、裁量の余地を残した、原則的立法 (Grundsatzgesetzgebung) とでもいふべき性格を有しており、どのような場合に会計が正しく (ordnungsgemäss) 行われているとみるのか、法の枠組み内において、資産及び負債がどのように評価されるべきか、年度決算書がどのような方法で作成・表示されるべきかについては詳細には規定していない。」と指摘されていた。See also Zünd [1986b] S.7.



## (2) スイス信託・監査会

債務法典は、一般に受け入れられた商事の原則ないし正規の財務報告の諸原則を参照し、会計ルールの解釈については、スイス信託・監査会 (Treuhand- und Revisionskammer)<sup>36</sup>を通じて経済監査士が大きな影響を与えてきた<sup>37</sup>。たとえば、Zündは、「この職業人団体及びその委員会の専門的力量 (fachliche Kompetenz) には争う余地がない」とし、スイス信託・監査会は、スイス監査ハンドブック (*Revisionshandbuch der Schweiz*)<sup>38</sup>の出版によって、スイスの記帳及び計算書類作成に関する規定の解釈に関する基礎的な成果をもたらしてきたと評価している (Zünd [1980] S. 135)<sup>39</sup>。

## (3) 会計基準設定主体の創設

### 1) スイス信託・監査会の提案

スイス信託・監査会の第9回大会 (1969年10月11日及び12日) では、「ヨーロッパにおける財務報告の発展とスイスに与え得る影響」というテーマでシンポジウムが開催され

たが、そこでは、Zündが、だれが財務報告の規範 (Norm) または基準 (Standard) を設定すべきかという問題提起を行った (Zünd *et al.* [1980] SS.9-10)。Drueyは、これは政治的な面を有し、立法の問題であり、立法者のみがわれわれの多元的社会の代表者であると指摘した上で、だれがどれだけの情報を得る権利を有するかは高度の政治的な根本問題であるとする一方で、詳細な会計基準を定めることはスイスの立法のスタイルにはマッチせず、専門的な側面については、既存の団体、すなわち、スイス信託・監査会が必要な権威を有しているとの見解を述べた。もっとも、Drueyは、監査ハンドブックを編集している委員会が財務報告の最低限の基準を設定すべきかどうかについては答えを持ち合わせていないとしていた (Zünd *et al.* [1980] S.11)。Witzigは、当然、政治的集団との協力は排除されるべきではないが、会計基準の設定は何よりも専門的な事柄であるという見方を示し、会計基準の政治化という現象に懸念を示した上で、財務報告の規範は不断に変更を加

36 この団体は、1925年にスイス監査会 (Schweizerische Kammer für Revisionswesen) として設立され、1989年4月1日からは信託会スイス帳簿専門士・税務専門士・信託専門士会 (Treuhand-Kammer Schweizerische Kammer der Bücher-, Steuer- und Treuhandexperten) となり、現在は、信託会スイス経済監査士・税務専門士会 (Treuhand-Kammer Schweizerische Kammer der Wirtschaftsprüfer und Steuerexperten) となっている。

37 監査人団体は、その利益を保護するために監査実務の統一化を図るという目的で監査原則を策定するが、これは、必然的に財務報告に影響を与えることになるし、他方で、提供される情報についての説明責任の標準化及び財務報告の改善を実現するための原則設定を通じて、財務報告に対してより大きな利害を有することになり、このような原則基準は監査に影響を与えると指摘されている (Zünd [1991] S.10, Wüest [1992] S.65)。そして、Zündは、会計原則の設定も監査原則の設定も、「立法によっては実現することができない個別的な (überindividuell) 行動原則の必要性から生じた」「通常の立法過程の外で行われるルール (norm) 設定」であると指摘している (Zünd [1987] S.10)。また、Zündは、設定された原則 (Grundsatz) は、「責任範囲の限定 (Verantwortlichkeitsbegrenzung) に役立つ。…裁判例が専門的ルール (Fachnormen) としての基準 (Standard) を受け入れるという前提の下では、基準の中で行動する者はしっかりした判断に基づいて行動していると扱われる。基準に従うことによってその行為者に不利益が生ずるべきではない。」と論じていた (Zünd [1987] S.11)。Wüestも、専門家によるルールの定立は、行為に対するコントロールと成果測定に寄与するとする (Wüest [1992] S.65)。

38 監査ハンドブック自体は、監査ハンドブックは「参照用ツール (Nachschlagwerk) であり、判断の補助材料 (Entscheidungshilfe)」であると位置づけてきた。もっとも、1979年追録の前文では「監査ハンドブックの著者たちは、またもや、従来の法定の枠組みを超えた。…監査との関連での会計 (Buchhaltung) の正規性を示すことに限定せず、むしろ、対象全体について取り組んだ。」と述べていた (Vorwort zur zweite Lieferung, in: *Revisionshandbuch der Schweiz*, 1979, S.9)。

39 卓越した注釈意見 (Kommentarmeinung) であると Wüest も評価している (Wüest [1992] S.78)。

えられるものであるから、一般的に適用される枠組的規定を除き、法律に定められるべきものではなく、法律を補充するものとしての詳細な簿記の規範を特別なパネルに設定させることは考慮に値し、そのパネルには専門職業人及び規範の影響を受ける者が関与できるようにすべきであると論じた (Zünd *et al.* [1980] S.11)。他方、Kappeler は、会計基準の設定は多かれ少なかれ政治的であり、ヨーロッパ共同体、国際連合その他の国際的な組織はスイスに対して一定の圧力をかけてくる可能性があり、スイスも何らかの法的枠組みを持つ必要が生ずる可能性があるという認識を示した上で、行政、政治及び議会から離れては停滞してしまう私的な解決に必ずしも至るわけではないから、スイスにふさわしい策がありうると指摘し、影響を受ける者との協議を含む、公法上の保護策について、法律によって枠組みを定め命令によって詳細な規定を定める必要があると指摘した (Zünd *et al.* [1980] S.12)。

また、同年、スイス信託・監査会は、スイス商業・工業連盟 (Schweizerischen Handels- und Industrievereins) の理事会に対して、法定された最低限の要求事項を超えて財務報告を行うためのガイドラインを作成するという提案を行ったが、この提案は全く検討されなかった (Guggisberg [1987] S.43)<sup>40</sup>。

## 2) Zünd による提案

財務報告の原則は、まず、簿記及び監査の実務ならびに経営学によって形成され、債務法典「957条を含む法律に基づいて、裁判官と判例によってのみ、正しい解釈と法的訓練を用いて、間接的な品質基準が導出されう

る」が (Käfer [1981] S.485 (N.474))、Zünd は、このアプローチは現実には十分に機能しないと指摘した。すなわち、裁判官は紛争が生じた場合にのみ判断を求められ、裁判官が判断を求められることはまれであり、しかも、事後的にしか判断を示さない。そして、裁判は、常に特定の事案を前提としており、少なくともスイス法の下では先例拘束性が認められない。たしかに、基準性の原則が認められるドイツなどでは、一般的な拘束力を有する会計原則を示し、エンフォースすることができる税務裁判所の判断が商事目的にも適用されうが、スイスはそうではない。そして、なされていないことは、一般条項より具体的であり、裁判所の判決よりも一般性をもって定式化されたルールの確定であるとし、このルール設定は、権威を有すると認められる組織によって設定され、一般に受け入れられることによって、紛争を解決するものであるべきであると主張した (Zünd [1983] S.687)。

また、Zünd は、一般に受け入れられた商事の原則の決定は、従来、専門家 (会計担当者、監査人、経営経済学者) の支配的な専門的意見によってきたが、このアプローチは、会計専門家の合意は抽象度が高く、決定された原則を実務に適用できるような具体化と拘束力を欠いているという欠点を有している」と指摘し、これは、情報作成者も情報の利用者も原則の決定に関与する権利を有しないからであり、企業を取り巻く利害関係者は会計ルールの開発に参加することを望んでおり、どのように合意を形成するかという問題があったとした。そして、企業の説明責任 (Rechenschaftsablage) は、単なる技術上かつ会

40 Guggisberg は、専門職業人団体 (スイス信託・監査会) がその会員に対して、勧告という形で影響を及ぼすことができる格好の機会が存在するように思われるとし、法律が定める原則を超えたガイドラインを含む、会計の原則についての勧告を策定することは十分に考えられ、そのようなガイドラインは、会社が法定された最低限度を超えて会計を行おうとするときに適用されるべきであると論じていた (Guggisberg [1969] SS.216-218)。

計上の問題ではなく、情報に関するさまざまな利害のバランスを図るといった政治的な問題をはらんでいるという観点から、情報の作成者及び利用者ならびに監査人を含む、さまざまな利害関係者が関与する会計基準設定委員会を創設する必要があると説いた<sup>41</sup>。そして、この委員会は柔軟性と権威を兼ね備えるべきであり、信託・監査会と研究者が中心となる「専門」委員会が「政治的」委員会に助言を与え、支援する役割を担うというアイデアを提示した<sup>42</sup>。これは、権力を有する推進者 (Machtpromotoren) と専門性を有する推進者 (Fachpromotoren) とが協働して、推進チームを形成することが通常は最も効率的であるという発想<sup>43</sup>に基づく (Zünd [1980] SS.135-136, Zünd [1983] S.697)。

そして、Zünd は、基準 (Standards) は、きわめて注意深く開発されるべきであり、研究段階の後には、実務者その他のステークホルダーの見解を把握する収集段階を設けるべきであり、公開草案に対して書面及び口頭での意見を述べる協議手続きを経て、「基準」は採択されるべきであるとした。また、「基

準」は勧告 (Empfehlungen) の性質のみを有するべきであり、経済における自己規制というリベラルなコンセプトに会計基準設定委員会は対応するものであるべきであると提案した<sup>44</sup>。

### 3) 会計勧告のための財団・スイス会計基準審議会の創設

このような Zünd の提案などを背景として<sup>45</sup>、時間を要し、煩瑣な立法手続によるよりも<sup>46</sup>、独立した民間の専門家団体が会計規制において一定の役割を果たすことが適切であるという発想の下、1982年には、スイス信託・監査会が、Günther Schultz を長とするワーキング・グループを設置し、スイスにおける会計の改善を目指す独立機関の創設に着手した。そして、1983年2月23日に公表された教書 (Bundesrat [1983]) 及び株式法改革法案では、企業の財務報告について詳細な規定が設けられないことが明らかになったこと (See Zünd [1985b] S.252)<sup>47</sup>も踏まえて、1984年には、スイス信託・監査会が10000スイスフランを基金として拠出し、会計勧告のため

41 Zünd [1985b] S.253. Wüest も、監査ハンドブックは、会計及び監査の問題についてのスイスの専門職業人の意見にすぎないという問題があったため、スイス会計基準審議会が創設されたと評価している (Wüest [1992] S.78)。

42 Zünd は、まず、パブリック・セクターである会計基準設定主体について検討を加え、(連邦参事会に提案を行う) 諮問委員会あるいは連邦銀行委員会や連邦公正取引委員会のような、通常の連邦行政庁の外部にある、自律性を有し、専門性を有する、特別な行政庁の形をとることが考えられるとした。しかし、一方でこれらの委員会は常時活動するものではなく、他方で、銀行法や競争法で問題とされているような公益が問題とされるわけではなく、一般原則を解釈するという役割を果たすものであることに鑑みると、政府機関とするよりも私的な組織とすることがふさわしいように思われるとした (Zünd [1983] S.691)。続いて、監査人を代表する職業人団体であるスイス信託・監査会が会計基準設定主体として適切であるかどうかについて検討を加え、会計は単に専門的なものというよりは、本質的に政治的争点を含むから (Zünd [1983] S.693)、多様な利害関係者の関与を得る混合型 (gemischte) 会計委員会が適切であるとした (Zünd [1983] S.695)。See also Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer [1983]

43 For details, see Witte [1973]

44 オランダにおいては、会計基準設定主体の公表物は任意的なものであるとされているが、裁判所においては法的に拘束力のある法令と同様の実効性を有するような権威が認められていることを Zünd は指摘した (Zünd [1980] S.136)。

45 もっとも、当初は、学界も積極的な反応を示さなかった (Zünd [n.a.] S.5)。

46 スイスにおいては、たとえば、5万人以上の署名が集まると、法案について国民投票がなされ (現在は、連邦憲法141条)、過半数の賛成を得なければならないなど、立法に時間を要するという特徴がある (Zünd [1986a] p. 70, Bühler [1985] SS. 66-67, Gabriel [1990] SS. 110-112)。

の財団 (Stiftung für Fachempfehlungen zur Rechnungslegung) が設立された。そして、この財団が、勧告等を策定するスイス会計基準審議会 (Fachkommission für Empfehlungen zur Rechnungslegung (FER)) の監督を行うという位置づけになっている。

スイス会計基準審議会は、企業、監査・会計事務所、経営者団体、労働者団体、銀行及び保険会社、財務アナリスト、証券取引所、小規模企業と国際的企業、大学、行政、その他の会計関係者をまんべんなく代表する、25名を超えない委員から構成される (会計勧告書第0号第13項)。スイス会計基準審議会の目的は、財務会計と財務報告に関して、スイスの環境を考慮し、スイスの会社に合理的な指針を与えるような勧告を行うことである。これらの勧告は、スイスにおける会計の調和化に貢献し、比較可能性を改善し、スイスにおける計算書類の質を全般的に高めるものでなければならず、スイス法、とりわけ会社法における会計・報告に関するルールの補充及び立法化に資するものであると理解されている (Zünd [1990b] p.31)。

スイス会計基準審議会の会計勧告書第0号は、会計勧告書の目的は年度決算書の有用性 (Aussagekraft) と比較可能性を高め、国際的

な会計原則に近づけることであるとし (第5項)、会計勧告書は、会計に関する現行の法規定を補充し、明確にするものであると位置づけている (第6項)。そして、会計勧告書は、同質的な情報が保証される限り、代替的な複数の方法を示すことがあり、理論的・専門的に正しく、同時に実際の・経済的である解決策を示すとされている (第8項)。

スイス会計基準審議会の勧告と解説は、スイス会計基準審議会における全利害関係団体の代表に支えられた広範な合意に基づいて承認される (Zünd [1990b] p.31)<sup>48</sup>。また、会計勧告書第0号は、スイス会計基準審議会が公開草案に対してなされた各界のコメント<sup>49</sup>に配慮するものとしている (第14項)。

#### (4) スイス会計基準審議会の会計勧告書の法的位置づけ

スイス会計基準審議会の会計勧告書は、勧告 (Empfehlung) と解説 (Erläuterungen)<sup>50</sup>とから成るが、いずれにも法的拘束力はない<sup>51,52</sup>。これは、スイスの私法のシステムに、強制力を有する会計ルールの設定権限が委ねられる私的組織を位置づける余地がないからであると指摘されている (Zünd [1983] SS.695-696)<sup>53</sup>。

47 経済事象のダイナミズム、革新的な企業取引、会計の発展の可能性に鑑み、厳格な個別の規定を設けるのではなく一般条項を設けるにとどめることが適切である (Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer [1983] See Guggisberg [1987] S.44, Zünd [1983] S.686, Zünd [1984] S.260. See also Brand [1981] S.1) とするスイス信託・監査会などの意見を踏まえたものであり、このことが、会計に関するガイドランスを提供する組織の必要性につながった (Zünd [1990b] p.31, Zünd [1984] SS.260-261)。

48 このことが、勧告書がスイスの状況に照らして適切であり、実務的であるという認識につながると、Zünd は期待していた (Zünd [1985b] p.254)。

49 60日間のパブリック・コメント期間が設けられている。勧告書の作成手続きについては、たとえば、Zünd [1990c] 参照。

50 会計勧告書第0号では、勧告は基本的なルールを取扱い、そのより詳細な説明が解説によってなされたとされていた (第7項)。

51 e.g. Boemle [1985] S.29, Zünd [1985b] S.254, Behr [1994] S.834. Zünd は、スイス会計基準審議会の勧告書は独立の民間団体が示すガイドラインであるが、事実上の基準になりうると論じた。すなわち、スイス信託・監査会がスイス会計基準審議会の勧告書に従わない会員にサンクションを加え (Zünd [1983] S.696)、スイス信託・監査会の会員が、その監査報告において、スイス会計基準審議会の勧告書を守れば、限定を付されないために、勧告書に従うインセンティブが計算書類の作成者にとってさらに高まると指摘していた (Zünd [1985b] p.254, Zünd [1990b] p.31). See also Weber [1987] S.31.

連邦憲法は、重要な立法的定め (rechtsetzende Bestimmungen) はすべて、連邦法律 (Bundesgesetzes) の形式で公布しなければならず (164条1項柱書)、とりわけ、人の権利及び義務に関する基本的規定は法律形式によらなければならないと定め (164条1項c)、連邦議会は、立法を連邦法律または命令の形式で公布するものとされている (163条1項)。そして、連邦参事会は、憲法または法律によって授權されている限度で、立法的定めを、命令 (Verordnung) の形式で公布するとされている (182条1項)。政府機関及び行政機関に関する法律 (Regierungs- und Verwaltungsorganisationsgesetz vom 21. März 1997 (RVOG)) は、連邦参事会は、法規 (Rechtssätze) を制定する権限を省 (Departemente) に委任する (übertragen) ことができるが、その法規の範囲を考慮に入れるものとし (48条1項)、あるグループまたは官職者 (Amt) に対する立法の委任は連邦法律または一般的

な拘束力を有する連邦命令 (allgemeinverbindlicher Bundesbeschluss) と定めている (48条2項)。

そして、連邦法律の定めにより、私人に対して法規制定<sup>52</sup>権限を委任することができる<sup>55</sup>のは、私人によってでなければ連邦がなすべき任務を実現できない場合に限られると解されており (Fachsekretariat, Eidgenössische Elektrizitätskommission ElCom [2010] B.1.)<sup>56</sup>、それも、委任された任務<sup>57</sup>の遂行に限られ、かつ、連邦憲法164条1項に照らし、新たな実質的な義務を課すものではないことが必要であると考えられている (BGE 135 II 38, E.4.5. Marti [2000] S.569, Waldmann [2005] SS.230-231, Bundesamt für Justiz [2007] S.344 (Rz.842))<sup>58</sup>。しかし、会計基準委員会は、公法上の任務を遂行する者ではない (Zünd [1983] S.696. See also Weber [1987] S.30)。また、私的組織 (業界団体など) が定めたガイドラインが一般的かつ抽象的な (generell-

52 監査事務所監督に関する連邦監査監督庁の命令 (Verordnung vom 17. März 2008 der Eidgenössischen Revisionsaufsichtsbehörde über die Beaufsichtigung von Revisionsunternehmen) の2条は、債務法典または (oder) 会計勧告のための財団の財務報告についての勧告 (Swiss GAAP FER) の規定に従って作成された年度計算書類及び連結計算書類は、監督庁によって受け入れられた、スイス信託会 (Schweizer Treuhänderkammer) の監査基準 (スイス監査基準) に従って監査されなければならないと定めており、スイス会計基準審議会の勧告には法的拘束力がないことが前提とされている。

53 Zünd は、von Greyerz 委員会において、会計基準委員会の必要性を指摘したが、法律家からはほとんど受け入れられなかった。これは、私的組織への法規設定権限の委任は、法治国家の観点からは許されないという理由に基づくものであった (Zünd [n.a.] S.5)。

54 法規制定 (立法) (Rechtsetzung) の意義については、たとえば、Brunner [1982] SS.29-30, Müller [1999] S.9, Waldmann [2005] S.228などを参照。

55 委任することはできると解されている (e.g. Häfelin/Haller [2001] Rz.1890, Rhinow [2003] Rz.2497. See also Weber [1986] SS.136ff. und 140ff.)。もともと、法規への適合性を確保するために、私的規制は国の監督機関によって承認されるべきであると考えられている (e.g. Marti [2000] S.570, Häfelin/Haller [2001] Rz.1890)。職業教育法 (Bundesgesetz vom 13. Dezember 2002 über die Berufsbildung (Berufsbildungsgesetz, BBG)) の28条2項が事例の1つである (For details, see e.g. Marti [2000] SS.567-568, Häfelin/Haller [2001] S.552)。

56 See also e.g. Imboden/Rhinow [1976] S.381, V.

57 連邦憲法178条3項は、行政の任務は、法律により、連邦行政に属さない公法上または私法上の組織及び人に、これを委任することができる<sup>55</sup>と定めている。For details, see e.g. Lienhard [2002] SS. 1167-1168. See also Lienhard et al. [2003] SS.2-3.

58 法律に含めなければならないほど、どのルールが重要なのか、また、法律にどの程度詳細に定めるべきなのかを、すべての場合について、示すことはできず、個々の事案の状況によることになる。ただ、一般論としては、基本権を制限する場合や公法上の義務を課す場合には、その介入や義務の性質や重大さに鑑み、厳格な要件が妥当するとされている (BGE 128 I 113 E. 3c S. 122)。

abstrakter) 性格を有しているとしても<sup>59</sup>、その私的組織に法規制定権限が委任されていないのであれば、そのガイドラインは主権性 (Hoheitlichkeit) を欠くと指摘されている (Fachsekretariat, Eidgenössische Elektrizitätskommission ElCom [2010] B.1.)。

また、憲法に明文の規定<sup>60</sup>がない以上、私的会計基準委員会の勧告について、一般的拘束力を有する旨の宣言 (Allgemeinverbindlicherklärung)<sup>61</sup>を行うことはできない (Zünd [1983] S.696)。

さらに、連邦法律が私人により設定された規範 (Normen) を参照することは、私人に対する法規制定権限の委任ではなく、参照されてもその規範の私的性格には基本的には変わりはない (Brunner [1982] S.32)。しかし、ある私的な規範の総体が参照され、法規制定機関によって適用されるべきものと宣言される (静的参照) 限りにおいては、私的組織によって設定された規則 (Regeln) は参照によって国家が定めた法となる (Bundesamt für Justiz [2007] S.363-364 (Rz.901), Müller [1999] Rz.310)。参照 (Verweisung) は、間接的 (indirekt) 参照と直接的 (direkt) 参照とに分類することができ、直接的参照は静的 (statisch) 参照と動的 (dynamisch) 参照に分類できる (Bundesamt für Justiz [2007] S.362 (Rz.895))。

まず、「基準 (Standard)」に基づく一般条項を媒介として参照したり、一定の規範を例示的に参照する間接的参照は適法であると考えられている。これは、間接的参照の場合には、特定の基準に従うことは要求されず、その基準に従う以外の方法で法律上の要求事項をみたしていることを示せばよいからである (Bundesamt für Justiz [2007] S.364 (Rz.902))。また、近時の学説や実務においては、その参照によって、その時点及び予見可能な将来において適切な規律を加えることができる限りにおいては、ある時点の私的規範を参照する静的参照も適法であると解されている (Bundesamt für Justiz [2007] S.365 (Rz.902))。

他方、その時々 (の改正後の) 私的規範を参照する動的参照は、当初に参照した時点での法令との整合性は確保されているが、将来にわたって、当該私的ルールが法律によって定められた枠組みの範囲内にとどまるという保証はないため、動的参照は、法規制定権限の非国家組織への隠れた白紙委任 (carte blanche/Blankovollmacht) であって、憲法上、原則として、許されないと解釈されている (Verwaltungspraxis der Bundesbehörden (VPB) 41 (1977) Nr. 110 (Stellungnahme der Justizabteilung vom 9. Mai 1977), SS. 106-107. Bundesamt für Justiz [2007] S.365 (Rz.902))。もともと、裁判所は、ジュネーブの臓器移植

59 法規は、市民が従う義務を負い、あるいは権限を与え、組織や手続きを設定する、直接的な拘束力を有し、一般的かつ抽象的な規範 (Norm) であると考えられている (See e.g. Brunner [1982] SS.29-30, Waldmann [2005] S.228)。

60 連邦憲法110条1項は、共同労働協約 (Gesamtarbeitsvertrag) が一般的拘束力を有する旨の宣言に関する規則を連邦は制定することができるとしており、同条2項は、共同労働協約は、それが、根拠を有する少数者の利益と地域的多様性を適切に斟酌しており、かつ、法的平等と結社の自由とを侵害していない場合に限り、一般的拘束力を有するものであると宣言することができることと定めている (For details, see e.g. Hausheer [1976] SS.357-359)。同様に、連邦憲法109条2項は、連邦は、枠組み賃貸借契約 (Rahmenmietvertrag) に関して規則を制定することができるとし、それが、根拠を有する少数者の利益と地域的多様性を適切に斟酌しており、かつ、法的平等を侵害していない場合に限り、一般的拘束力を有するものであると宣言することができることと定めている。1930年代及び1940年代には、私人間の合意について一般的拘束力を有する旨の宣言を広く行うことが議論されたが (See e.g. Hotz [1980] S.181)、結局は、協働労働協約と枠組み賃貸借契約についてのみ連邦憲法に規定が設けられた。

61 For details, see e.g. Hausheer [1976] S.338, Marti [2000] S.567, Hafelin/Haller [2001] S.552, Waldmann [2005] S.230。

法が、死亡の時点の決定に関してスイス医学会の「その時点の (gültig)」ガイドラインを参照していることは合憲であるとの判断を示しており (BGE 123 I 112)<sup>62</sup>、連邦参事会も、連邦司法省の法律意見に基づいて、私的組織の技術的基準について動的参照を、その命令中で、しばしば行っている (See e.g. Müller [1999] S.170)。

また、私的な規範が拘束力を有する旨を明らかにする方法としては、組込み (Inkorporation) が想定できる (Bakherms [1978] SS.67-69, Achleitner [1995b] SS.435-436)。組込みは、私的な規範を法律に再録したり、付属書とするというものであり、当初は私的な規則であったもの法的な規範の一部を成すものとなるという効果を有する。組込みの場合には、静的参照が許されるのであれば、なおさら、憲法上の問題は生じない。しかし、組込みには、通常の立法手続きを経ることが必要であるため、変化する環境に適時に対応するという長所は見出しがたい。そして、静的参照と異なり、組込みにあたって、立法者

が修正を加える可能性が高くなり、また、基準の解釈や基準の発展をプライベート・セクターの手から取り上げることにつながる可能性もあると指摘されている (Achleitner [1995b] S.435)<sup>63</sup>。

なお、Meier-Heyoz/Forstmoser は、会社法は、直接的な利害関係を有する者の自主規制<sup>64</sup>によって発展させられる傾向がますます高まっており<sup>65</sup>、財務報告の改善と外国における発展に適應するために、立法者による「ハード・ロー」ではなく、スイス会計基準審議会を通じた私人による「ソフト・ロー」<sup>66</sup>が形成されていたと指摘し、会計基準設定過程におけるステークホルダーの技量によって、その品質が担保され、高い柔軟性ゆえに、変化する経済環境や外国における発展に適合していくことが法のルールによるよりも早く行えるようになっていると評価している (Meier-Heyoz/Forstmoser [1993] S.189 (§ 6, N 93))<sup>67</sup>。財団理事会の副議長であった Hirsch も、スイス会計基準審議会の勧告書は、「私法の規範 (Norm)」であって、「経済

62 For details, see e.g. Rüttschi [2002] S.245-246.

63 以上に加えて、命令 (Verordnung) で私的な財務報告規範を定めることも考えられるが (Bakherms [1978] SS.67-69, Achleitner [1995b] SS.436-439)、これは、立法者から行政へ規制権限を委譲するものであり (Brunner [1982] S.2)、そのような委任が認められるかどうかについて憲法上の問題が生ずる (Achleitner [1995b] S.436. For details, see Oehry [1975] SS.107-108)。もっとも、上述のように、一定の形式的要件及び内容的要件をみだす限りにおいては許容されると解されている (For details, see e.g. Brunner [1982] S.5)。

64 勧告書が会計実務において適用されると予想されるためには、財務報告の領域においては、経済界の自主規制が法令による規制よりも優れているという確信が必要であるとされていた (Zünd [1985b] p.254)。証券取引所に上場していない会社やスイス信託・監査会の会員でない者に、私的会計基準設定主体が開発した会計ルールを、事実上、適用させるものは、合理的な規律であるという説得力であるとも指摘されている (Zünd [1983] S.696, Weber [1987] SS.32 und 34)。

65 1985年時点で、Zünd は、裁判所が、勧告書を否定しないという状況が続くことを願うとしていた (Zünd [1985b] p.254)。Weber は、裁判所の判決と自己規制との間の相互作用を指摘し、自己規制が広く受け入れられていることは裁判所の判断に影響を与え、また、裁判所の実務における自己規制の承認が、自己規制が受け入れられることを強化すると指摘している (Weber [1987] S.33)。

66 Zünd は、認められている (anerkannten) 団体の意見を代表する (repräsentative) ステートメント (Willensäußerungen) として勧告書が受け入れられれば、それは行動規範 (Verhaltenskodizes) と同様、ソフト・ローとして社会的に拘束力を有するという性格を持つことになるとして (Zünd [1985a] p.19, Zünd [1985b] S.254)。See also Weber [1987] SS.28 und 33.

67 スイス会計基準審議会は、きわめてダイナミックな財務報告の領域において、厳格で複雑な立法手続きによるよりも、よりよく任務を果たすことができると自認している (Stiftung für Fachempfehlungen zur Rechnungslegung [2005] S.11)。

及び金融の状況の急速な変化に適応するのに「適している」と述べていた (Hirsch [1987] S.3)。また、Meier-Heyoz は、正規の立法手続きによる成果よりも自主規制の成果の方が品質と柔軟性の点で優れていると論じている (Meier-Heyoz [1989] S.8)。

#### (5) 上場会社の財務報告とスイス会計基準審議会の勧告

スイス会計基準審議会の勧告書については、1995年時点でも、「近年、一他の国においても同様であるが一会計基準設定団体が、スイスにおける自己規制という伝統の一部として、重要性を増しつつある。この民間による基準設定システムは、その設立からほぼ10年を経て必要な権威を備えた以上、上場会社にとっては義務的な地位を得るに至った可能性が高い。」と指摘されていた (Achleitner [1995a] p.255)<sup>68</sup>。

また、金融市場のグローバル化、欧州統合の過程、および証券取引の自動化を背景として、州レベルでの証券取引規制を統一する必要性が認識され、証券取引規制の枠組みが議論されたが、政府・監督当局は、自主規制の考えに基づいて、財務報告に関してどのような要件を課すかは、証券取引所の選択に委ねることとした<sup>69</sup>。そこで、スイス証券取引所協会は、Zünd と Behr に対して、財務報告としてどのような要求をすべきかという問題に

関する専門報告書の作成を依頼し、Zünd と Behr は、「3層 (drei Stufen) から成る構想」を示した (Behr und Zünd [1991])<sup>70</sup>。すなわち、第1の階層は非上場会社であり、これらの会社は債務法典の定めのみに従えば足りる、第2の階層は、もっぱらスイス国内の金融市場で活動を行う上場会社であり、これらの会社の計算書類は、スイス会計基準審議会の専門的勧告に従って作成しなければならない、第3の階層は、国際的金融市場を利用する上場会社であり、これらの会社は、EC指令に従うほか、国際会計基準にも従わなければならないというものであった。

1995年から適用された上場規則 (Kotierungsreglement)<sup>71</sup>は、連結計算書類 (連結計算書類を作成していないときは計算書類) は発行者の資産及び負債、財政状態ならびに損益について真実かつ公正な概観を示すものでなければならないと定めると同時に (当時の66条)、Zünd と Behr の報告書をうけて、スイス会計基準審議会の勧告はスイス証券取引所のために公表されると定め<sup>72</sup>、スイス会計基準審議会の勧告を上場規則に取り込む一方で (Schweizerische Zulassungsstelle [1993] S.5)<sup>73</sup>、アメリカ GAAP または国際会計基準の使用を認めた<sup>74</sup>。言い換えるならば、アメリカ GAAP または国際会計基準を用いない上場会社には、スイス会計基準審議会の勧告の適用が、2005年までは義務づけられていた

68 See also Behr [1994] S.836.

69 上場会社も、国からのより強い干渉を受けるより、スイス会計基準審議会の勧告を用いることを選好していた (See e.g. Dérobert [1991] S.678)。

70 For details, see Zünd [1991a]

71 これは、自主規制という思想に基づいて、1995年証券取引所及び証券取引に関する法律 (Bundesgesetz vom 24. März 1995 über die Börsen und den Effektenhandel) 8条1項が証券取引所は上場についてのルールを定める責任を負うと規定したことを背景としている。

72 スイス会計基準審議会創設直後から、スイス会計基準審議会の勧告書が適用されるためには、勧告書への準拠性が、監査人のみならず、他の機関、たとえば取引所や銀行によって要求されることが望ましいと述べられていた (Zünd [1985b] p.254. See also Weber [1987] S.31.)。

73 For details, see e.g. Williams [1995], Stenz [1995]. なお、証券取引所は、スイス会計基準審議会の勧告書のどれを取り込むかについては、権限を留保していたため (Schweizerische Zulassungsstelle [1993] S.5)、将来にわたって、すべての勧告書が証券取引所によって受け入れられるという保障はなかった (See e.g. Zünd [n.a.] S.6)。



と評価できる。

もともと、2005年以降は、財務情報の提供に関する指針 (Richtlinie betreffend Anforderungen an die Finanzberichterstattung) により、内国会社には、原則として国際会計基準によることを要求しつつ、Domestic Standard に上場している会社のみならず、Main Standard に上場している会社にもアメリカ GAAP によることを許容する一方で、スイス会計基準審議会の勧告の適用は Domestic Standard または Standard für Immobiliengesellschaften に上場している会社及び負債証券のみを上場している会社にも認めることとした (現在は、上場規則51条に基づいて定められている会計に関する指針 (Richtlinie betreffend Rechnungslegung) 6条)<sup>75</sup>。

#### (6) 非上場会社の財務報告とスイス会計基準審議会の勧告

スイス会計基準審議会は、非上場会社にとって勧告書の適用は任意であると指摘しつつ、勧告書の背景には、法的なサンクションを伴わない、財務報告領域における企業の行動規範の推進があると位置づけている。そして、勧告書には「ソフト・ロー」いう概念<sup>76</sup>が妥当し、実務におけるエンフォースメントを通じて、一般に受け入れられた商事の原則となると指摘している (Stiftung für Fachempfehlungen zur Rechnungslegung [2005] SS.10-11)。そして、将来においては、勧告書は、銀行によって、与信契約の枠組みにおける財務報告のベンチマークとしてますます用いられるべきであり、それによって、勧告書は、非上場会社の中小企業にも、与信者の関係で

用いられることになるとする。そして、勧告書が「ソフト・ロー」の段階から、スイスの GAAP、受け入れられた会計原則の原則 (Grundsätze anerkannter Accounting Prinzipien) という意味における一般に受け入れられた商事の原則となることを期待すると、スイス会計基準審議会は述べている (Stiftung für Fachempfehlungen zur Rechnungslegung [2005] S.11. See also Behr [1994] S.835)。

また、Weber は、私的な規律が一般的に遵守される段階に至れば、商慣習としての法的拘束力 (See e.g. Bucher [1979] SS.161-162) を有することになり、これは、会計についての勧告に妥当すると指摘していた (Weber [1987] SS.31-32)。

Achleitner, A.-K. [1995a] The History of Financial Reporting in Switzerland, in: Walton, P. (ed.), *European Financial Reporting: A history*, Academic Press: 241-258

Achleitner, A.-K. [1995b] *Die Normierung der Rechnungslegung*, Treuhand-Kammer

Achleitner, A.-K. and R. Eberle [2010] Switzerland, in: Previts, G.J., P. Walton and P. Wolnizer (eds.), *A Global History of Accounting, Financial Reporting and Public Policy: Europe*, Emerald: 217-242

Amschwand, Th. [1953] *Untersuchungen über die Buchführungspflicht von juristischen Personen und Personalgesellschaften im Hinblick auf den von ihnen verfolgten Zweck*

Backherms, J. [1978] *Das DIN Deutsches Institut für Normung e.V. als Beliehener: Zugleich ein Beitrag zur Theorie der Beleihung*, Hey-

74 1995年証券取引所及び証券取引に関する法律8条3項は、「国際的に認められた財務報告の原則に合致しなければならない」と定めている。

75 スイスに本拠地を置かない発行者については、EU版IFRSや日本基準もみとめられている。

76 ソフト・ローという概念は、当初、国際法の領域で発展したが (Dupuy [1977] S.252, Thürer [1985] SS.429ff.)、スイスでは、1980年代には経済法や消費者保護法の分野を初め、さまざまな法領域で、この概念での説明が試みられるようになった (See e.g. Stauder/Feldges/Müller [1984], Baudenbacher [1986]. See also Weber [1987] S.28)。

- mann
- Baudenbacher, C. [1985] Funktionszuwachs des Staates als wirtschaftsrechtliches Problem, *Schweizerische Aktiengesellschaft*, 57. Jahrgang: 57-73
- Baudenbacher, C. [1986] Wettbewerbspolitik durch "soft law" - Drei Jahre Berliner Gelöbnis, *Wirtschaft und Wettbewerb*, 36. Jahrgang: 94 1-956
- Beeler, G. [1956] *Schweizerisches Buchführungs- und Bilanzrecht*, Schulthess
- Behr, G. [1983] Die 7. EG-Richtlinie über den konsolidierten Abschluß, *Der Schweizer Treuhänder*, 8/1983 (57. Jahrgang) : 10-12
- Behr, G. [1984] Accounting and reporting in Switzerland, *Der Schweizer Treuhänder*, 3/1984 (58. Jahrgang) : 79-82
- Behr, G. [1991] EG 92 und die Ausgestaltung der Rechnungslegung: Das schweizerische Recht im Vergleich mit EG-Normen, *Neue Züricher Zeitung*, 10. Oktober 1991: 13
- Behr, G. [1993] Transparente Rechnungslegung nach internationalen Richtlinien, *Der Schweizer Treuhänder*, 3/1993 (67. Jahrgang) : 109-111
- Behr, G. [1994] Swiss GAAP oder das Schweizer Konzept der Fachempfehlungen zur Rechnungslegung FER, *Die Wirtschaftsprüfung*, 47. Jahrgang, Heft 24:832-836
- Behr, G. und A. Zünd [1990] *Grundsätze ordnungsmässiger Rechnungslegung*, Treuhänder-Kammer
- Behr, G. und A. Zünd [1991] *Rechnungslegungskonzept für in der Schweiz kotierte Unternehmen: Vorschlag, Expertengutachten zuhanden der Vereinigung der Schweizer Börsen*
- Blumer, K. und A. Graf [1977] *Kaufmännische Bilanz und Steuerbilanz*, 6. Aufl., Schweizerischen Kaufmännischen Vereins
- Böckli, P. [1984] Revision des Aktienrechts, *Schweizerische Juristenzeitung*, 80. Jahrgang: 257-268
- Böckli, P. [1992] *Das neue Aktienrecht*, Schulthess
- Boemle, M. [1985] Fachempfehlungen zur Rechnungslegung: Harmonisierung der Jahresabschlüsse, *Finanz und Wirtschaft*, 58. Jahrgang, Nr. 71: 29
- Bossard, E. [1982] Vorbemerkungen und Kommentar Art.957, in: Bossard, E. et al., *Die kaufmännische Buchführung* (Art. 957-964) (Kommentar zum Schweizerischen Zivilgesetzbuch, Band V, Obligationenrecht; Teilband 6/3b), Schulthess
- Bourquin, G.-C. [1976] *Le principe de sincérité du bilan*, 2° éd. revue et corrigée, Librairie de l'Université Georg
- Bourquin, G.-C. [1983] Principes d'une comptabilité régulière, *Der Schweizer Treuhänder*, 6/7/1983 (57. Jahrgang): 4-5
- Brand, H. [1983] *Private Rechnungslegungskommissionen*, Lang
- Brunner, J.-P. [1973] *Die Publizität der schweizerischen Aktiengesellschaft, insbesondere das Postulat der Bilanzklarheit*, Schulthess
- Brunner, U. [1982] *Rechtsetzung durch Private. Private Organisationen als Verordnungsggeber*, Schulthess
- Bucher, E. [1979] Schweizerisches Obligationenrecht, *allgemeiner Teil ohne Deliktsrecht*, Schulthess
- Bucher, E. [1984] Der Einfluss des französischen Code civil auf das Obligationenrecht, in: Caroni, P. (hrsg.), *Das Obligationenrecht, 1883-1983 : Berner Ringvorlesung zum Jubiläum des Schweizerischen Obligationenrechts*, Paul Haupt: 139-176
- Bühler, T. [1985] *Rechtserzeugung-Rechtserfragung-Legitimität der Rechtsquellen*,

- (Rechtsquellenlehre, Band 3), Schulthess Bundesamt für Justiz [2007] *Gesetzgebungsleitfaden. Leitfaden für die Ausarbeitung von Erlassen des Bundes*, 3. Aufl., Bundesamt für Justiz
- Bundesrat [1879] Botschaft des Bundesrates an die Bundesversammlung zu einem Gesetzesentwurf, enthaltend Schweizerisches Obligationen- und Handelsrecht vom 27. November 1879 (*reproduced in*: Fasel [2000] SS. 1205-1276)
- Bundesrat [1983] *Botschaft des Bundesrates über die Revision des Aktienrechts vom 23.2.1983*, Bundesblatt 1983 II, SS. 745-949
- Bundesrat [2005] *Begleitbericht zum Vorentwurf zur Revision des Aktien- und Rechnungslegungsrechts im Obligationenrecht vom 2. Dezember 2005*
- Bundesrat [2007] *Botschaft zur Änderung des Obligationenrechts (Aktienrecht und Rechnungslegungsrecht sowie Anpassungen im Recht der Kollektiv- und der Kommanditgesellschaft, im GmbH-Recht, Genossenschafts-, Handelsregister- sowie Firmenrecht) vom 21. Dezember 2007*
- Burgi, W. [1964] Revisionsbedürftige Regelungen des schweizerischen Aktienrechts, in: Schweizerischen Juristenverein (hrsg.), *Das schweizerische Recht - Besinnung und Ausblick. Festschrift zur schweizerischen Landesausstellung*, Helbing & Lichtenhahn: 201-216
- Burgi, W. [1968] Die Bedeutung der tragenden Ideen des schweizerischen Aktienrechts in der Gegenwart, in: Jagmetti, R. und W. Schluep (hrsg.), *Festschrift für Walter Hug zum 70. Geburtstag*, Stämpfli & Cie: 273-282
- Canepa, A. [1992] FER-Ein Standard auf dem Weg zur EG-Konformität, in: Siegwart, H. (hrsg.), *Jahrbuch zum Finanz- und Rechnungswesen 1992*, WEKA-Verlag: 23-43
- Cottier, Th. [1984] Die Rechtsnatur (unverbindlicher) Entwicklungspläne, *Zeitschrift für schweizerisches Recht*, Neue Folge, Band 103, 1. Halbband: 385-432
- Curti, A. [1909] *Schweizerisches Handelsrecht*, 2. Aufl., Orell Füssli
- Dérobot, M. [1991] La publicité des sociétés cotées, l'autoregulation et la future loi fédérale sur les bourses, *Der Schweizer Treuhänder*, 12/1991 (65. Jahrgang): 675-680
- Dober, W. [1965], Publizität und Grundsätze der Bilanzwahrheit und Bilanzklarheit, *Schweizerische Aktiengesellschaft*, 37. Jahrgang, Nr.8/9: 161-177
- Dupuy, R.J. [1977] Declaratory Law and Programmatic Law: From revolutionary custom to "soft law", in: Akkerman, R.J., P.J. van Krieken and C.O. Pennenborg (eds.), *Declarations on Principles: a quest for universal peace. Liber amicorum discipulorumque Prof. Dr. B.V.A. Röling*, Leyden: 247-257
- Expertenkommission "Rechnungslegungsrecht" [1998] *Revision des Rechnungslegungsrechts Vorentwürfe und Begleitbericht zu einem Bundesgesetz über die Rechnungslegung und Revision (RRG) und zu einer Verordnung über die Zulassung von Abschlussprüfern (VZA) vom 29. Juni 1998*
- Fachsekretariat, Eidgenössische Elektrizitätskommission ElCom [2010] *Rechtsnatur von Richtlinien und Branchendokumenten*
- Fasel, U. [2000] *Handels- und obligationenrechtliche Materialien*, Haupt
- Feldges, J. [1980] *Konsumentenschutz durch private Normen*, Schulthess
- Gabriel, J. M. [1990] *Das politische System der Schweiz*, 3. Aufl., Verlag Paul Haupt

- Gessler, E. [1979] Votum im Meinungsspiegel, *Betriebswirtschaftliche Forschung und Praxis*, 1/1979: 79-102
- Glücksmann, R. [1913] *Grundzüge des Schweizerischen Buchführungsrechtes*, Fr. Semminger
- Grauer, D. [1980] *Die Verweisung im Bundesrecht, insbesondere auf technische Verbandsnormen*, Juris
- von Greyerz, C. [1984] Ausgangslage, Probleme und Werdegang der Aktienrechtsreform, in: Helbling, C. (hrsg.), *Rechtliche und betriebswirtschaftliche Aspekte der Aktienrechtsreform*, Schulthess: 1-16
- von Greyerz, C. [1984b] Accounting in Swiss Company Law, *Der Schweizer Treuhänder*, 3/1984 (57. Jahrgang) : 85-88
- Groupe de réflexion [1993] *Gesellschaftsrecht - Schlussbericht*, Eidgenössische Drucksachen- und Materialzentrale
- Guggisberg, U. [1969] *Die Aussagekraft des Bestätigungsberichtes der Kontrollstelle*, FIDES Treuhand-Verinigung
- Guggisberg, U. [1987] Zielsetzung, Themen und Verfahren der Fachempfehlungen zur Rechnungslegung (FER 0), in: Behr, G. et. al., *Empfehlungen zur Rechnungslegung und zur Revision*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer: 41-49
- Haerberli, R. [1985] Bürgerliche Abstriche an der Revision des Aktienrechts im Nationalrat, *Neue Züricher Zeitung*, 3. Oktober 1985: 37-38
- Häfelin, U. und H. Walter [2001] *Schweizerisches Bundesstaatsrecht. Die neue Bundesverfassung*, 5. Aufl., Schulthess
- Hailbronner, K. [1981] Völkerrechtliche und staatsrechtliche Überlegungen zu Verhaltenskodizes für transnationale Unternehmen, in: von Münch, I. (hrsg.), *Staatsrecht - Völkerrecht - Europarecht: Festschrift für Hans-Jürgen Schlochauer zum 75. Geburtstag am 28. März 1981*, Walter de Gruyter: 329-362
- Hausheer, H. [1976] Die Allgemeinverbindlicherklärung von Kollektivverträgen als gesetzgeberisches Gestaltungsmittel, *Zeitschrift für schweizerisches Recht*, Neue Folge, Band 95, 2. Halbband: 225-364
- Havermann, H. [1988] Befreiende Konzernabschlüsse von Mutterunternehmen in der Schweiz, in: Helbling, C., M. Boemle und B. Glaus (hrsg.), *Revision und Rechnungslegung im Wandel, Festschrift für André Zünd*, Schweizerische Treuhand- und Revisionskammer: 263-271
- Hirsch, A. [1987] Die juristische Natur und die praktische Bedeutung der Fachempfehlungen zur Rechnungslegung (FER), 3. *Jahresbericht 1986 der Stiftung und Fachkommission für Empfehlungen zur Rechnungslegung (FER)* : 3-4
- (文献リストの後半は、「商事法における会計基準の受容 (18) —スイス (2) /オーストリア」筑波ロー・ジャーナル12号に掲載予定)
- (ビジネス科学研究科教授)